

北九州市農業委員会
第10回東部部会会議（令和3年度8月部会会議）議事録

1. 日 時 令和3年8月10日（火）午前10時00分～10時32分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター1階 講堂

3. 出席委員及び欠席委員

・出席委員 10名

農業委員

岩谷紀尚	中谷陽子	井手尾秋義	各務浩
榑野保博	古田俊策	稲光進	中村治雄
八木田経二	藤堂孝雄		

・欠席委員 1名

川江秀孝

4. 事務局出席者

橋本事務局長	篠田次長	尾上係長	今村主任
沼下主任			

5. 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第51号	非農地証明願について	4件
報告第52号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
報告第53号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	10件
報告第54号	農地改良届について	1件

【議 案】

議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第29号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	8件
議案第30号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について	8件

6. 傍聴人 なし

事務局長

ただ今より、令和3年度 第10回東部部会会議を始めます。本日の出席委員は11名中、10名でございますので、この会が成立していることをご報告します。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。

それでは部会長、進行をよろしくをお願いいたします。

部会長

ただ今より令和3年度 第10回東部部会会議を開催します。

本日の部会会議は、コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を極力、短縮して行いたいと考えております。従いまして、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思っておりますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認願います。

次に議案の審議ですが、先日「お知らせ」したとおり、報告事項と同様に事務局による個別内容の説明は省略いたします。

それでは、議案書の6ページをお開きください。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回、現地調査を行った、委員に報告していただきます。

まず第1項から第3項 門司区大字畑地区及び大字猿喰地区担当の 古田委員 報告をお願いします。

古田 委員

第1項についてですが、借受人は企業を営営されている方で、営農計画書を添付して、農機具等も持っておられるので、心配はないと思われます。よろしくお願ひします。

第2項についてですが、貸渡人は第1項の貸渡人と兄弟なのですが、借受人が同じ方で、営農計画書も添付しており、農機具等も持っておられるので、心配はないと思われます。以前は畑として作っておられましたが、借受人に引き渡すということで、問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

第3項につきましては、譲受人が、大規模に農業をされていいて、こちらも所有権を移転するということです。以上です。

部会長

次に第4項 小倉南区大字志井地区担当の 稲光委員 報告をお願いします。

稲光 委員

第4項についてですが、譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大ということで、特に問題はないと思われます。

部会長

次に第5項 門司区大字吉志地区担当の 古田委員 報告をお願いします。

古田 委員

第5項についてですが、譲受人が以前耕作されていまして、譲渡人がもう農業が出来ないということで、こちらに譲り渡すようにしております。贈与という形になっております。以上です。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議はないようですので、議案第27号につきましては、許可と決定いたします。

つづきまして、議案書の10ページをお開きください。議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今月は第1東部調査委員会 が中止となりましたので、現地調査を担当した委員から、報告をお願いします。

まず第1項 小倉南区横代地区の現地調査を担当した 椰野 委員 報告をお願いします。

椰野 委員

8月3日に調査を行いました。地元の井手尾会長、清水委員、事務局の方、中村委員と私で調査をしました。

農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種の農地です。水利承諾書ももらっています。転用目的どおり、無蓋資材置場及び無蓋駐車場にするのに問題はないと思われます。ご審議をよろしくをお願いします。

部会長

次に第2項 門司区大字畑地区の現地調査を担当した 古田委員 報告をお願いします。

古田 委員

こちらの地区は調整区域なのですが、第3種ということで、インターチェンジの近くのので、それで許可がおりるとということで、矢野推進委員と木村推進委員と事務局の方と4人で調査を行いまして、特に問題はないということです、以上です。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第28号につきましては、許可相当と決定いたします。

つづきまして、議案第29号及び議案第30号について、議案書の14ページから22ページをご覧ください。

議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」及び 議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の

規定による承認について」、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第29号及び議案第30号は原案どおり決定いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、6番 古田委員と8番 稲光委員です。よろしくお願いいたします。

事務局から、何かございませんか。

(事務局より、「農地パトロール」について説明)

(事務局より「農地等利用促進化促進施策の改善についての意見書」ほか3件について説明)

部会長

何点か事務局から説明がありましたが、後ほど内容文を読んでいただいて、気が付いたことがあれば、事務局にお問い合わせください。

皆さま方から何かございませんか。なければ以上をもちまして、令和3年度第10回東部部会会議を終了いたします。お疲れ様でした。